# 2市2町広域観光ルート整備事業推進支援業務 仕様書

## 1. 目的

本業務は、大阪府柏原市、奈良県香芝市、三郷町、王寺町(2市2町)内の広域観光ルートを設定し明神山の山道、古来から伝わる亀の瀬渓谷の景勝地、万葉集に詠われた歌碑等、歴史ロマンを感じることができる様々な地域の魅力を向上し、観光客の増加に資する各種取組の方向性を示した2市2町広域観光ルート整備事業計画に基づき、大阪府柏原市、奈良県香芝市、三郷町、王寺町内の広域観光ルートの整備・活用を推進し、市町の広域連携による強みを活かした地方創生に寄与する持続的な取組みを実現するための支援を実施することを目的とする。

### 2. 履行期間 契約締結日~平成30年3月31日

#### 3. 業務の内容

# (1) 広域観光ルート事業実施計画の作成

昨年度検討した広域観光ルートをベースに、ルート整備の優先度を検討し、ルート、万葉歌碑、サイン等の短中長期的なスパンでの整備箇所、整備内容、整備スケジュールを検討し、実施計画を策定する。なお、短期スケジュールは概ね平成32年度までを想定する。

※契約締結後、事業者には平成28年度2市2町広域観光ルート整備事業計画策定支援業務報告書を貸与する。

# (2) 事業内容の詳細検討

2市2町において、平成29年度に整備すべき項目を、「(1)」の検討結果を ふまえて抽出し、万葉歌碑設置において、柏原市、香芝市、三郷町それぞれ3箇所 の詳細検討、昨年度検討した、広域観光ルートの課題区間のルート位置や地権者調 整のベースとなる詳細図面(提供する地籍図をベースとする)の作成を実施する。 ※平成29年12月末までに完了すること。

## (3) KPI (従前値) の計測手法の検討・実施

2市2町広域観光ルート整備事業のKPIとして設定されている、「エリア内のウォーキング人数」の計測手法について検討するとともに、本年度の指標について測定を実施する。なお、計測手法の検討にあたっては、協議会による継続的な取組みへの展開を考慮する。

# (4) プロモーション方策の検討・実施

(ア) 昨年度検討したプロモーション方策をもとに具体的な検討を行うこと。

- (イ) 広域観光ルートを活用した、ウォーキングモデルツアーの開催にむけ、企画 作成と運営支援を実施する。企画作成にあたっては、持続的な広域観光ルート の活用を考慮した検討を行うこと。
- (ウ)継続・自走可能な収益モデルの提案を検討すること。
- (エ) 魅力的な観光資源の発掘を行うこと。
- (オ) HPのサーバー管理及び充実を行うこと。

# (5) 意見交換会の支援

検討にあたっては、2市2町の担当者で構成される「2市2町広域観光ルート整備事業推進協議会作業部会」の運営支援を行う。配布資料の作成、会議参加、議事録作成を行う。

## (6) 報告書の作成

上記の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

#### 4. 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

• 業務報告書

- 4部
- ・上記の電子データ (PDF形式及び編集可能な形式) 1式
- ○納品場所 奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501 王寺町地域交流センター内 2市2町広域観光ルート整備推進協議会事務局

#### 5. 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただ し、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、 本協議会の承諾を得たときは、この限りではない。

## (2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号) 第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26 条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に 規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに2市2町広域観光ルート整備推 進協議会に無償で譲渡するものとする。

- ②受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## (3)業務の履行に関する措置

2市2町広域観光ルート整備推進協議会は本業務(再委託した場合を含む)の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じることを要求することができる。受託者は、当該要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本協議会に書面で通知しなければならない。

## (4)機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 6. 事業費限度額と支払方法

# (1) 事業費限度額

5,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

# (2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。